

久喜市議会

平成31年2月定例会追加議案

## 議 案 目 録

議案第 29 号	平成 30 年度久喜市一般会計補正予算（第 7 号） について .....	1
議案第 30 号	久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する 条例の一部を改正する条例 .....	2
議案第 31 号	和解及び損害賠償の額の決定について .....	3

議案第 29 号

平成 30 年度久喜市一般会計補正予算（第 7 号）について

平成30年度久喜市一般会計補正予算(第7号)を別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 24 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 議案第30号

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成22年久喜市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月24日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

長時間労働の是正のための措置として、職員の時間外勤務における上限時間等に関する事項を定めるため、この案を提出するものであります。

## 議案第31号

### 和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 本件の概要

市は、第4項の土地及び建物について平成30年9月28日に相手方との間で売買契約を締結し、現状有姿で売却した。

その後、相手方が建物解体及び造成のための掘削をしたところ、地中からコンクリート片、アスベストを含むスレート等の埋設物が発見されたため、宅地造成に支障をきたすこととなった。

相手方は、埋設物の撤去工事を行うよう市に要求していたが、宅地造成に係る計画が進行しており、時間的な猶予もないことから、市と相手方との間で協議し、相手方の費用により撤去工事を開始した。

相手方は、撤去工事に係る費用等の負担を市に求めていたことから、市と相手方との間で、次の内容で和解を成立させようとするものである。

#### 2 和解の相手方

埼玉県久喜市本町8丁目6番41号

株式会社シティー・エステート

代表取締役 吉川弘巳

#### 3 和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償金73,207,468円を支払う。
- (2) 市と相手方は、相互に第1項の売買契約について、前号に定めるほか、一切の債権債務のないこと、及び今後本件に関し、異議の申立て、損害賠償の請求等を一切しないことを確認する。

#### 4 売買物件

##### (1) 土地

所 在	久喜市鷲宮字外美ノ輪579番1	他6筆
地 積	4,664.97平方メートル	

##### (2) 建物

用 途	事務所、格納庫、乾燥施設等	計6棟
延床面積	1,643.89平方メートル	

平成31年2月24日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

売却した普通財産の地中から埋設物が発見されたため、相手方が行った埋設物の撤去に係る費用等について、損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、この案を提出するものであります。